

三好市職員 採用試験のお知らせ (平成30年度採用)



採用予定職種・人員等

試験区分	採用予定人員	職務の内容
一般事務A	若干名	一般行政事務
一般事務B	1名程度	一般行政事務
建築	1名程度	建築事務・一般行政事務
土木	1名程度	土木事務・一般行政事務
保育士・幼稚園教諭	若干名	保育業務・幼児教育業務等
看護師	2名程度	医療職専門業務等

受験資格

試験区分	受験資格
一般事務A	昭和47年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人
一般事務B	下記のいずれにも該当する人 (1)昭和47年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人 (2)身体障害者手帳の交付を受けた人または平成29年9月17日までに交付される見込みの人で、障害の程度が1級から6級までの人 (3)自力による通勤が可能で、介護者なしに通常の職務遂行が可能なる人 (4)活字印刷による出題(筆記) および口頭による試験(面接)に対応できる人
建築	昭和47年4月2日以後に生まれた人で、一級建築士の免許を有する人または平成29年度実施の国家試験で取得する見込みの人
土木	昭和47年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人
保育士・幼稚園教諭	昭和47年4月2日以後に生まれた人で、保育士および幼稚園教諭の免許を有する人または平成30年3月末日までに取得する見込みの人
看護師	昭和47年4月2日以後に生まれた人で、看護師免許を有する人または平成29年度国家試験で取得する見込みの人

募集要項・
受験申込用紙の請求
①直接受け取る場合

平日8時30分から17時15分の間に三好市役所秘書人事課および各支所で、その旨申し出て受け取ってください。

②郵便で請求する場合

封筒の表に、「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、120円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(A4サイズ・角形2号)を必ず同封してください。

③ホームページからダウンロードする場合

三好市ホームページ
(<http://www.miyoshi-tokushima.jp/>)より、A4の白色用紙に黒字で印刷してください。

申込受付期間

受付期間は、7月14日～8月4日(土、日曜日、祝日は除く)8時30分～17時15分まで。郵便による申し込みの場合は、「簡易書留」で8月4日までの消印のあるものに限り受付します。インターネットによる申し込みの場合は、7月28日17時15分までに到着したものに限り受け付けます。

試験日・会場

平成29年9月17日(日)
三好市立池田中学校
お問い合わせ先
〒778-8501

三好市池田町シンマチ1500番地2
三好市役所総務部秘書人事課
電話 72-7624
※詳しくはホームページをご覧ください。

みよし広域連合職員 採用試験のお知らせ (平成30年度採用)



採用予定職種・人員等

試験区分	採用予定人員	職務の内容
消防職員	3名程度	消防業務

試験資格

昭和63年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、消防業務に耐え得る健康な人

②身体の基準
(視力)一眼でそれぞれ1.0以上(矯正視力も含む)
(色彩識別能力)赤・青・黄の識別ができること
(聴力)左右正常なこと

募集要項・

①直接受け取る場合

平日8時30分から17時15分の間に、みよし広域連合事務局および消防各署でその旨申し出て受け取ってください。

②郵便で請求する場合

封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、120円分の切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒(A4サイズ・角形2号)を同封してください。

三好市で活躍したい人を募集

【活動・研修の内容】

- ・農産物の生産地と大歩危、祖谷地区の宿泊施設のニーズを把握し、集荷、配送のシステムを構築する。
- ・市内農産物等の地産地消の推進。

【募集対象】

- ・地域住民と協力しながら一緒に活動できる方
- ・普通自動車運転免許(MT)を有している方
- ・田舎が好きな方
- ・選考決定後、即研修に参加できる方
- ・三好市以外にお住まいの方

【募集人数】 1名

【主な活動場所(研修地)】 三好市全域

【研修日時】 月20日以内(8時30～17時15分)

【研修期間】 8月1日～平成30年3月31日(8カ月)

※活動状況により採用日から起算し3年を限度に延長することも可能

【研修手当】 月額140000円

【その他特記事項】 生活費や、損害保険などは全て自己負担

【申込受付期間】 7月21日(金)17時必着まで

※市販の履歴書に必要事項(氏名、生年月日、写真貼付、押印、住所、電話番号、学歴、職歴、免許・資格など、志望の動機、自身のPR)を記入し、三好六次協議会に提出してください。

【お申し込み・お問い合わせ先】

三好六次協議会(三好市役所 農業振興課内)
〒778-0002
徳島県三好市池田町マチ2145番地1
電話 72-7617 FAX 72-7690

三好市障害者基本計画および障害福祉計画策定委員会の委員を募集

【募集資格】

- ・現在20歳以上の市民である方
- ・この会において政治的、宗教的、または営利的活動をしない方
- ・会議に出席し、広範囲な視点で建設的な意見を出していただけの方
- ・三好市行政の何らかの委員に選出されていない方

【募集人数】 2名

【募集期限】 7月31日(月)17時まで

※郵送の場合は消印有効

【活動内容】

三好市障害者基本計画および障害福祉計画を策定に向けて内容を審議します。

※平日に2時間程度の会議を年3～4回開催します

【任期】 委嘱の日から計画策定完了の日まで

【募集方法】 様式は問いませんので、住所、氏名、年齢、性別、職業、資格、連絡先(昼間連絡のつく電話番号)および三好市福祉行政に関する意見を記入の上、書面で長寿・障害福祉課に提出してください。

【選考方法】 応募申込書により選考し、決定次第、本人に文書にて通知します。

【その他】

※収集した個人情報取り扱いには十分注意し、他の目的には利用しません。

※委員となり会議に参加された場合は、市の定めた謝金をお支払いします。

※応募に関する費用はお支払いしませんのでご了承ください。

【お申し込み・お問い合わせ先】

三好市役所長寿・障害福祉課
〒778-8501
徳島県三好市池田町シンマチ1500番地2
電話 72-7610 FAX 72-7605

健幸な体と心のためにできること

健やかで幸せな心身は自分でつくる。その手助けとなれるような情報を発信していきます。

三好市役所 健康づくり課
電話 72-6767

特定健診・ヤング健診を受けましょう

皆さんは自分の健康状態をきちんと把握できていますか？糖尿病や高血圧など、生活習慣病には自覚症状がほとんどありません。知らず知らずのうちに病気が進行し、心筋梗塞や脳卒中など大きな病気を起こして初めて自分の健康状態に気づくこともあるのです。

ヤング世代も健診を

三好市では20～39歳の方を対象とした「ヤング健診」を実施し、若い世代からの健康づくりをお勧めしています。

平成28年度ヤング健診の結果、すでに動脈硬化の原因となる血糖や脂質の値で異常が見つかっています。これらを放置していると、より早い段階で心筋梗塞や脳梗塞など重い病気を起こす可能性もあります。

特定健診・ヤング健診を受けた後が大切

健診を受けた後の結果を十分ご覧になっていきますか。検査値の意味を理解し、その結果を生活習慣の改善や治療につなげるなど、健診は受診後の行動が何より大切になってきます。「ちよつと血糖値が高かっただけ」「血圧が上がって



「たけど薬を飲むほどじゃない」と体の異常を放置してはいけません。引き返せるうちに生活習慣の改善に努めましょう。

健康づくり課では、保健師や管理栄養士が皆さんの健診後の健康づくりをサポートします。「健診結果の見方が分からない」「食事や運動はどうしたらいいの」など気になることがありましたら、お気軽にご相談ください。

【対象者】

特定健診…40歳～74歳の方
ヤング健診…20歳～39歳の方

【受診方法】

総合健診（集団検診）や病院で受けられます。

※総合健診（集団検診）を希望される方は、健康づくり課または各支所までお申し込みください。

※ヤング健診の対象者のうち、病院でも受けられるのは三好市国民健康保険に加入している方のみとなります。三好市国民健康保険以外に加入している方は総合健診（集団検診）を受診してください。

【受診期間】

平成29年12月31日まで
（医療機関開院日まで）

【必要なもの】

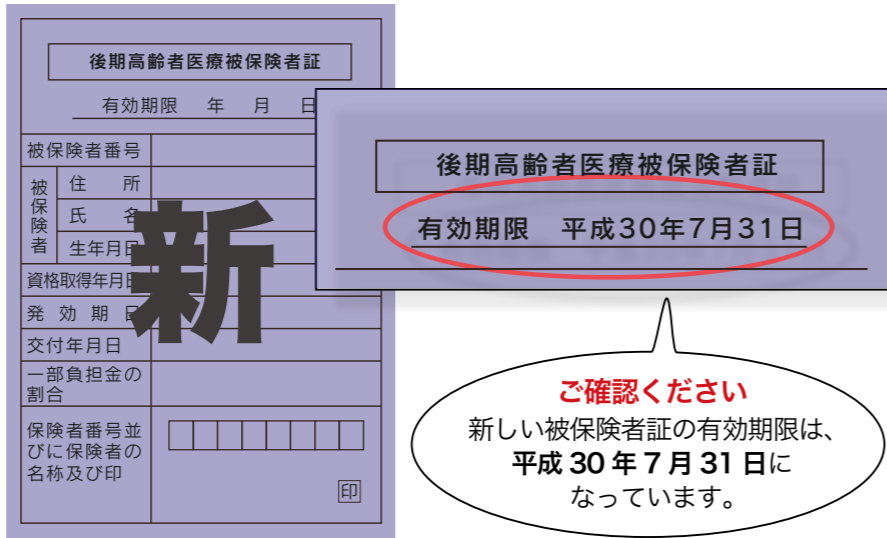
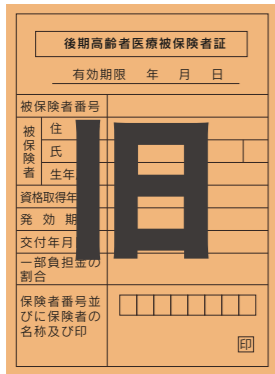
- 健康保険証
- 特定健診受診券
- 自己負担金（10000円）

詳しくは、市報5月号をご覧になるか、健康づくり課または各支所にお問い合わせください。

【お申し込み・お問い合わせ先】

- 三好市役所 健康づくり課
（三好市保健センター内）
- 三野支所 ☎72・6767
 - 井川支所 ☎77・4800
 - 山城支所 ☎78・5001
 - 西祖谷支所 ☎86・1111
 - 東祖谷支所 ☎87・2273
 - ☎88・2212

後期高齢者医療制度被保険者のみなさまへ 8月は保険証の定期更新月です



ご確認ください
新しい被保険者証の有効期限は、平成30年7月31日になっています。

一部負担金の割合の判定方法

【1割負担となる方】

同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満の方。

【3割負担となる方】

被保険者が1人の場合
住民税課税所得が145万円以上で、総収入の合計額が383万円未満は1割負担に

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（薄紫）をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が「平成29年7月31日」となっています。

平成28年度の認定証をお持ちの方で平成29年度住民税非課税世帯の方には、7月末までに保険医務課から「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお届け

いたします。更新申請書の提出は必要ありません。認定証に記載されている適用区分が「区分II」の方で「過去12か月で90日を超える入院」をされた方は、申請していただくことで、入院時の食事がさらに減額されます。

平成29年度の保険料の決定通知書を8月初旬にお送りします

平成29年度の保険料が、年金から差引かれている方は、4月分から8月分までは、仮徴収としてお支払いいただくこととなっております。

保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料とお支払方法のお知らせをお送りします。

また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納めていただく方についても、市町村から年額保険料のお知らせと納付書をお送りします。

【お問い合わせ先】

三好市役所 保険医務課
☎72・7613

健幸ポイント対象事業

☆登録 No.1、No.2
5ポイント

☆登録 No.14
2ポイント

健幸ポイントを貯めて
抽選に応募しよう♪